

平成21年度

公共事業再評価及び公共事業事後評価
結果における事業方針書

三 重 県

公共事業再評価（県事業）	1
1 平成21年度公共事業再評価結果（県事業）	2
1) 各部共通の取り組み(再評価)	5
再評価・事後評価における関連事業との一体化した評価の検討について	6
2) 環境森林部の取り組み(再評価)	7
森林整備事業の対応方針について.....	8
3) 県土整備部の取り組み(再評価)	11
道路事業の対応方針について.....	12
河川事業の対応方針について.....	14
海岸事業の対応方針について.....	16
公共事業事後評価（県事業）	19
2 平成21年度公共事業事後評価結果（県事業）	20
1) 各部共通の取り組み(事後評価)	23
事後評価のアンケート方法の検討について	24
2) 農水商工部の取り組み(事後評価).....	25
防災ダム事業(地震対策ため池防災工事)について.....	26
ほ場整備事業について	28
海岸環境整備事業について.....	30
3) 県土整備部の取り組み(事後評価).....	31
海岸事業について	32
砂防事業について.....	34

公共事業再評価（県事業）

1 平成21年度公共事業再評価結果（県事業）

公共事業の再評価にあたっては、客観的に評価を行う観点から三重県公共事業評価審査委員会条例に基づく三重県公共事業評価審査委員会の調査審議を経たうえで、事業の継続又は中止について委員会のご意見を最大限尊重しながら県の対応方針を表-1のとおり決定しました。

(1) 再評価事業箇所数 7箇所

(2) 継続事業箇所数 7箇所

(3) 中止事業箇所数 0箇所

(4) 平成21年度三重県公共事業再評価審査対象事業一覧表（表 1） 付帯意見あり

番号	事業名	箇所名	市町名	採択年度	再評価理由	答申	対応方針
1	森林整備事業	森林基幹道 経ヶ峰線	津市	H6		継続	継続
2	森林整備事業	森林基幹道 浅谷越線	熊野市	H6		継続	継続
3	道路事業	一般国道25号 一ツ家バイパス	伊賀市	H7		継続	継続
5	河川事業	二級河川三滝川 広域河川改修事業	四日市市	S16		継続	継続
6	河川事業	二級河川朝明川 広域河川改修事業	四日市市・川越町	S49		継続	継続
7	河川事業	一級河川芥川 総合流域防災事業	鈴鹿市	S60		継続	継続
8	海岸事業	宇治山田港海岸	伊勢市	H12		継続	継続

再評価理由： 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
 事業採択後一定期間を経過した時点で継続中の事業
 再評価実施後一定期間が経過している事業
 社会経済情勢の急激な変化等により再評価を実施する必要が生じた事業

(5) 再評価結果を踏まえた今後の取り組み

本年度は、表-1のとおり県事業7事業について、三重県公共事業評価審査委員会にご審査をお願いしましたところ、7事業すべてについて「継続」のご答申とともに、多くの貴重

なご意見をいただきました。

本県は、委員会からいただいたご意見を踏まえて課題を検討し、それに対する取り組みとして次頁以降に整理しました。

今後は、この取り組みを進めるとともに、更到的確な再評価に努め、効率的で効果的な公共事業となるよう、これらの課題解決に取り組んでいきます。

1) 各部共通の取り組み（再評価）

再評価・事後評価における関連事業との一体化した評価の検討について

[各部共通]

1 委員会総括意見

平成21年11月26日に開催された第3回三重県公共事業評価審査委員会において、「評価を行うにあたり、密接に関連する事業を一体化して評価するなどの方法を将来的には検討されたい。」とのご意見をいただきました。

2 今後の対応方針

事業評価は、その事業箇所毎に目的に応じた手法に基づいて個別に評価する制度であり、異なる事業を同一基準で評価をしたり、総合的な効果の算定を行うような制度となっておらず、また、その手法も確立されていません。

しかし、密接に関連する事業を一体化して評価することは、総合行政を進めていく上で大切なことであることから、その手法について、検討を行っていきます。

なお、対象事業の評価を行う際には、密接に関連する事業の計画内容や工程、効果などとの整合性を確認・検証することも重要であり、関連する事業についてもより詳細な説明ができるよう努めてまいります。

2) 環境森林部の取り組み(再評価)

森林整備事業の対応方針について

[環境森林部]

1 再評価審査対象事業

- 森林整備事業 1番 県営林道 経ヶ峰線
- 2番 県営林道 浅谷越線

2 委員会意見

平成21年11月6日に開催された第2回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、1番、2番については『事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。』との答申とあわせて、「事業効果を発現させるために、本事業を進めるとともに、三重の林業振興を目的とした総合的な施策をさらに推進されたい。」とのご意見をいただきました。

3 森林整備事業の背景

林道は、森林を適正に管理して、水源かん用や土砂流出防止、CO₂の吸収による地球温暖化の防止といった公益的機能の維持増進を図ることや、林業生産性の向上により、持続的な林業経営を確立し、森林資源を有効活用するための基盤として整備しています。

また、路線によっては集落間を結ぶ生活基盤や、災害時の迂回路として、またキャンプ場等のレクリエーション施設や自然に親しむフィールドへのアクセス道として期待されるなど、多様な目的があります。

県営林道は、地域の骨格となる大規模な路線を中心に、市町からの施工依頼を受けて実施しています。

4 再評価対象事業の対応方針

両林道の開設が、林業経営意欲の向上と、森林資源の有効利用に寄与すること、また適正な施策を通じて森林の持つ公益的機能の増進が期待できること、併せて、観光資源等へのアクセス道や地域の連絡道としての期待も高いことから、コスト縮減と自然環境への配慮に努めながら、早期完成を目指して事業を継続します。

5 事業への対応方針

5 - 1 事業の課題

持続的な林業経営を成立させるためには、本事業で骨格となる路線を整備し、支線となる中小規模の林道や、当面する施業を実施するための作業道、作業路を適正に配置し、木材生産が効率的に行える路網を形成しなければなりません。

5 - 2 課題の解決方針

路網を形成するための中小規模林道の整備については、市町等の取組を支援します。また作業道等については、林業事業者や森林所有者が、造林、間伐等の国、県の補助事業や、今年度に造成された森林整備加速化・林業再生基金を活用し、開設できるよう、説明会、研修会の開催や、現地での個別指導等の支援を行います。

全国的に材価が長期低迷する中で、三重県の林業を振興していくためには、森林の団地化により施業を集約化し、路網と高性能林業機械を活用するなど、低コスト林業を実現しなければなりません。また、従来は柱材生産を中心としていましたが、今後は、林地に放置されている残材をパルプやチップに使うなど、木材をできる限り利用するカスケード利用を推進し、合板、集成材、大型製材工場等へ材を直接搬入して流通経費を削減するなどの取組が必要となります。

このため、三重県では、平成21年度から重点事業「がんばる三重の林業創出事業」を立ち上げ、山元での対策として、団地化、集約化のためのプランナーをはじめとする人材育成や、路網整備と高性能林業機械の導入による生産基盤の整備を進め、流通に関しても、大口の需要先と協定を結んで木材を安定供給できる体制づくりなど、平成30年度までに木材生産量を、ほぼ倍増の52万m³にすることをスローガンに掲げて、総合的な林業振興に積極的に取り組んでいきます。

3) 県土整備部の取り組み（再評価）

道路事業の対応方針について

[県土整備部]

1 再評価審査対象事業

道路事業 3番 一般国道25号 一ツ家バイパス

2 委員会意見

平成21年12月25日に開催された第4回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。」とのご答申をいただきました。

また、あわせて「残事業の早期完成にむけて、計画的で効率的な事業執行を求める。」との意見をいただきました。

3 道路事業の背景

道路は地域間交流、産業・経済の発展、良好な居住環境の形成及び防災機能の強化など、県民生活を支える重要な社会基盤です。しかし、本県の道路整備状況はまだまだ十分ではない状況です。そこで、平成15年10月に「新道路整備戦略」を策定し、道路事業の重点的・効率的かつ計画的な整備に努めています。

一般国道25号一ツ家バイパスは、伊賀市一ツ家地内の幅員狭小・線形不良区間を解消し、幹線道路としての利便性の向上や、円滑で安全な通行を確保することにより、地域間交流の促進と地域の活性化を支援するとともに名阪国道の代替道路としての機能の強化を図っています。

4 再評価対象事業の対応方針

評価委員会においても事業継続の了承をいただいたことから、事業効果の早期発現に向けて事業を継続して実施していきます。

5 事業への対応方針

5 - 1 事業の課題

残事業区間の現道は、JR 関西本線立体交差部で幅員が狭隘であり線形も悪いうえ

大型運搬車両の往来が多く、安全で円滑な通行に大きな支障をきたしているため、早期完成させる必要があります。

5 - 2 課題の解決方針

現在、全体事業区間 1.5 km のうち、平成 19 年度に延長 0.38 km を供用するなど、これまでに延長 0.9 km の整備を完了しており、事業進捗率は、約 60% となっています。

残事業については、JR との立体交差があることから、交差部の工事着手に向け前後区間の整備を進めるとともに、JR との施工に関する協議や伊賀市や地元関係機関との連携をはかり、早期完成に向け計画的で効率的な事業執行に努めます。

また、盛土材に他工事からの発生土を活用するなどコスト縮減に努めます。

河川事業の対応方針について

[県土整備部]

1 再評価審査対象事業

河川事業	5番	二級河川	三滝川	広域河川改修事業
	6番	二級河川	朝明川	広域河川改修事業
	7番	一級河川	芥川	総合流域防災事業

2 委員会意見

平成21年11月26日に開催された第3回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、5番、6番、7番については「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。」とのご答申をいただきました。

また、あわせて、「市町の内水排除対策や準用河川整備など、他の主体による事業との連携を密にし、事業推進を図りたい。」とのご意見をいただきました。

3 河川事業の背景

三重県は、地理的に台風常襲地帯という自然災害の発生しやすい特性を持っており、過去から各地で大きな被害に見舞われています。また、近年は全国的に予想を上回る局所的な集中豪雨が多発しており、県民の災害への不安は高まってきています。

一方、三重県が管理する河川の内、背後地に守るべきものがある河川区間に対し改修整備を行った割合である河川整備率は、平成20年度末で38.5%と低く、県民の安全・安心の確保という観点からも早期の河川整備が望まれています。

このため、三重県の河川事業では、平成18年12月に策定した中長期計画である「三重県河川整備戦略」に基づき、おおむね5年～10年に1度起こる降雨により発生する洪水を安全に流下させるよう、河川堤防や護岸の整備、河床の掘下げ、河川横断構造物の改築、排水機場の設置などの河川整備を自然環境に配慮しながら実施しています。

また、このようなハード整備には多大な事業費と時間を要することから、住民が安全かつ迅速に避難できるようソフト事業を併せて実施し、被害を最小限に抑える取り組みも進めています。

4 再評価対象事業の対応方針

再評価の対象となった三滝川、朝明川、芥川の3河川事業については、浸水被害軽減を目指して事業を継続していきます。

5 事業への対応方針

5 - 1 事業の課題

県民は、洪水を安全に流下させることはもとより、内水の排除や合流する準用河川の整備など流域全体での浸水被害防止を求めており、河川事業を推進していくうえでは、内水や準用河川を所管する他の事業主体と連携した治水対策を進める必要があります。

5 - 2 課題の解決方針

内水排除対策や準用河川整備等他の事業との連携については、必要な箇所において、関係機関との協議会の開催等連絡調整を密にし、住民が安心できる総合的な治水対策を目指し、さらなる取り組みを進めていきます。

また、堤防・護岸整備などのハード対策を着実に進めるとともに、住民が迅速かつ的確な避難ができるよう、浸水想定区域図の作成・提供やハザードマップ作成支援、雨量・水位情報の提供などのソフト対策と併せた治水対策により、県民の安全・安心の確保に努めていきます。

海岸事業の対応方針について

[県土整備部]

1 再評価審査対象事業

海岸事業 8番 宇治山田港海岸

2 委員会意見

平成21年10月5日に開催された第1回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、「事業継続の妥当性が認められたことから、事業継続を了承する。」とのご答申をいただきました。

また、あわせて、「今後、周辺環境や多様な利用形態に配慮しつつ、計画どおりに防災効果が発現されるよう事業を進められたい。」とのご意見をいただきました。

3 海岸事業の背景

宇治山田港海岸は、伊勢湾西岸の南部に位置し、北西から南東方向に直線的に延びる延長約3.5kmの海岸で、背後には人家が密集しており、夫婦岩参道（旅館街）の観光客も含め人口が集中している地域となっています。

当地区の海岸堤防は、伊勢湾台風による被災を契機に昭和36年までに築造しましたが、築後50年近くが経過していることから施設本体の老朽化が進んでおり、また近年の河川からの土砂の供給が減少していることなどから砂浜が侵食を受け汀線は大きく後退してきています。

このようなことから、台風などの高波時には防護効果の低下により波が堤防を越える被害が発生するなど、背後の旅館街及び人家の安全が危惧される状況となっています。

本事業では海岸侵食の進行を防止し海浜の安定を図るとともに、波浪や高潮などによる浸水を未然に防ぎ、背後地の生命・財産を守ることを目的に、侵食対策事業を実施しています。

4 再評価対象事業の対応方針

評価委員会においても事業継続の了承をいただき、防災上必要な事業であることから、今後も効率的・効果的な投資に努めるとともにコスト縮減を図りながら、事業を継続して実施していきます。

5 事業への対応方針

5 - 1 事業の課題

宇治山田港海岸は、古くから夫婦岩で名高く、白砂青松の名勝地「二見浦」として全国的に広く知られており、国指定名勝や伊勢志摩国立公園の特別地域にも指定されています。また、堤防背後には旅館街が広がり多くの観光客で賑わい、当海岸堤防は散策などにも利用されています。そのため、自然災害からの防護効果のみならず、夫婦岩と関連する自然景観や宿泊施設利用者等の海岸利用に配慮した海岸整備を行う必要があります。

また、海岸背後には人家が密集し、観光客も含め人口が集中している地域となっていることから、早期に事業完成し防災効果を発現させる必要があります。

5 - 2 課題の解決方針

当海岸が国立公園内の観光地に位置し恵まれた自然環境にあることや、堤防からの眺望や散策、レクリエーションなどの多様な海岸利用に配慮するため、引き続き地元関係者や関係機関との調整を図り海岸整備を進めていきます。

また、事業の進捗について遅れが生じている状況ですが、漁業関係者や地元関係者と調整し、より一層効率的な事業進捗を図るよう努めていきます。

さらに今後は可能な限りの重点投資を行い、計画どおりの事業完了を目指し事業を推進していきます。

公共事業事後評価（県事業）

2 平成21年度公共事業事後評価結果（県事業）

公共事業の事後評価にあたっては、客観的に評価を行う観点から三重県公共事業評価審査委員会条例に基づく三重県公共事業評価審査委員会の調査審議を経たうえで、事後評価結果を今後実施する事業の計画、又は、実施中の事業に反映させる内容について、委員会のご意見を最大限尊重しながら県の事業方針を表-2のとおり決定しました。

（1）平成21年度三重県公共事業事後評価審査対象事業一覧表（表-2） 付帯意見あり

番号	事業名	箇所名	市町名	採択年度	完了年度	答申	事業方針
501	防災ダム事業	横山池地区	津市	H8	H15	了承	各 部 の 取 り 組 み の と お り
502	ほ場整備事業	漕代地区	松阪市	H5	H15	了承	
503	海岸環境整備事業	三木浦漁港海岸	尾鷲市	H6	H15	了承	
504	海岸事業	下箕田地区海岸	鈴鹿市	H1	H16	了承	
505	海岸事業	相差地区海岸	鳥羽市	S61	H16	了承	
506	海岸事業	長島港海岸	紀北町	S61	H16	了承	
507	砂防事業	小高山川	津市	H11	H16	了承	
508	砂防事業	滝後川	御浜町	H9	H16	了承	

事後評価理由：事業完了後おおむね5年が経過した事業

（2）事後評価結果を踏まえた今後の取り組み

本県は、県民の公共事業に対する多様な価値観や近年の急激な社会経済情勢の変化等に対して、新たな時代のニーズを捉えつつ公共事業を計画し、実施して行くことが重要と考え、平成15年度から公共事業事後評価を実施し、その結果から得られた課題への対応策を検討するとともに、それを今後実施する事業等へ反映させていくこととしています。

本年度は、表-2の8事業について公共事業事後評価を実施し、三重県公共事業評価審査委員会にご審査をいただきました。その結果、「了承」とのご答申とあわせて貴重なご意見をいただきました。

本県は、このご意見を踏まえて課題を検討し、それに対する具体的な取り組みとして次頁以降に整理しました。

今後は、この取り組みを進めるとともに、更到的確な事後評価に努め、今後実施する公共事業の計画等に反映させつつ、本県の公共事業が一層効率的効果的となるよう取り組んでいきます。

1) 各部共通の取り組み（事後評価）

事後評価のアンケート方法の検討について

[各部共通]

1 委員会総括意見

平成21年11月6日に開催された第2回三重県公共事業評価審査委員会において、「今後の公共事業の評価においては、利用者や住民の意見を十分に把握するため、適切なアンケートの手法・内容・分析方法を検討されたい。」とのご意見をいただきました。

2 今後の対応方針

アンケート調査は、「県民の意見」を事後評価の一つの視点として把握するために行っているものであり、各々の事業毎に内容を設定して、利用者、地域住民や市町などの関係者の満足度や意見を集約しています。その調査結果をもとに、事業の効果等を評価しています。

さらに、事後評価では、評価結果を今後実施する事業計画または、実施中の事業に反映させることも目的としており、評価時に行うアンケート調査は、これらを踏まえて行うことも重要です。

このことから、利用者や住民の意見を十分に把握するため、肯定的な意見だけでなく、否定的な意見について分析することも重要であり、その分析結果は、今後の事業の改善に活かさなければなりません。したがって、今後は、類似事業に活かすアンケート調査となるよう、調査の時期や対象、目的に即した項目、多様な角度からの分析など、手法・内容・分析方法を検討していきます。

2) 農水商工部の取り組み（事後評価）

防災ダム事業(地震対策ため池防災工事)について

[農水商工部]

1 事後評価審査対象事業

防災ダム事業(地震対策ため池防災工事) 501番 横山池地区

2 委員会意見

平成21年12月25日に開催された第4回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、「課題に対する対応方針を含めた事後評価の妥当性を認める。」とのご答申をいただきました。

また、あわせて、「ただし、今後の整備についても、さらなる農業農村振興につながる事業の推進をはからりたい。」とのご意見をいただきました。

3 防災ダム事業(地震対策ため池防災工事)の背景

防災ダム事業(地震対策ため池防災工事)は、大規模な地震等の発生に伴って決壊する恐れがある農業用ため池の整備を行い、下流に位置する農地や人家等への被害を未然に防止することを目的としています。

本地区は、堤体からの漏水が著しく、余水吐、取水施設などのコンクリート施設も老朽化によりヒビ割れているなど、安全性が大きく低下していました。

また、池の直下流には集落が密集しており、破堤した場合には大規模な被害が発生する恐れがありました。このため、事業に着手しました。

4 事業への対応方針

4-1 事業の課題

- ・ 今まで以上に「自然環境に配慮した工事の実施」「安全対策(ため池への転落防止対策など)の実施」が求められています。
- ・ 今後の営農について「自分の後は未定」との意見が多く、将来の農業経営体制に不安があります。
- ・ ため池の維持管理体制に関する農業者の不安や出合い管理作業に対する周辺住民の不満があります。

4 - 2 課題の解決方針

- ・ 事業構想時に行う「現地概略環境調査」に地域住民の参加を求め、より自然環境に配慮した工事となるよう検討します。
安全対策についても地域住民の意見を聞いて、地域の実情に応じた対策工法を検討します。
- ・ 営農組合や担い手農家などへ農地の集積を進め、安定的な農業経営ができるよう支援します。
- ・ 「農地・水・環境保全向上対策」などを活用し、地域全体で農地・農業用施設の管理を行う体制づくりを積極的に支援します。

なお、これらの課題の解決とあわせて、今後とも農業農村振興に努めていきます。

ほ場整備事業について

[農水商工部]

1 事後評価審査対象事業

ほ場整備事業 502番 漕代地区

2 委員会意見

平成21年12月25日に開催された第4回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、「課題に対する対応方針を含めた事後評価の妥当性を認める。」とのご答申をいただきました。

また、あわせて、「ただし、今後の整備についても、さらなる農業農村振興につながる事業の推進をはかられたい。」とのご意見をいただきました。

3 ほ場整備事業の背景

ほ場整備事業は、農地の区画を大きく整えたり、農道や用水路・排水路などを整備することによって、農業の生産性の向上を図るとともに、農業経営の合理化や農業の担い手の育成を図ることを目的としています。

漕代地区は、農地の区画が狭小で不整形であり、農道の幅員は狭く、水路は用水路と排水路が兼用の土水路であったことから、効率の悪い農業を行っていました。このため、大区画ほ場、農道、用排水路の整備に対する地域の要請があり、担い手への農地の利用集積の促進や営農の省力化を図る目的で、事業を実施しました。

4 事業への対応方針

4-1 事業の課題

- ・ 自然環境や景観に配慮した事業の実施が求められています。
- ・ 農家の高齢化や後継者不足による農業用施設の適正な維持管理が困難になりつつあります。
- ・ 自立した担い手農家を確保・育成するため、維持管理労力を大幅に軽減し、担い手農家への農地の集積を図る必要があります。

4 - 2 課題の解決方針

- ・ 自然環境と調和した整備のあり方について地域の合意形成に努め、環境や景観に、より一層配慮した事業の推進を図ります。
- ・ 農業用施設の維持管理について、今後は農家だけでなく、非農家も含めた活動組織により、農地・農業用水の資源や環境の保全向上を図るため、現在実施されている「農地・水・環境保全向上対策」を積極的に支援していきます。
- ・ 今後の農業生産基盤の整備は、水資源の効率的な利用や水管理の省力化につながるパイプライン化を中心に整備することにより、担い手農家の育成と農地の集積を進め、安定的な農業経営ができるよう支援していきます。

さらに、農業生産基盤の整備と合わせ、JA、市町や県の営農普及担当と連携しながら、消費者ニーズに即応した安全で安心な農産物の供給、地域特産物の振興、農産物の付加価値の創出等に取り組んでいきます。

海岸環境整備事業について

[農水商工部]

1 事後評価審査対象事業

海岸環境整備事業 503番 三木浦漁港海岸

2 委員会意見

平成21年11月6日に開催された第2回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、「事業の効果、今後の課題については事後評価の妥当性を認める。」とのご答申をいただきました。

3 海岸環境整備事業の背景

海岸環境整備事業は、国土保全及び人命財産の防護とあわせて、人工の砂浜や遊歩道、植栽等を整備し、快適な海岸環境を保全・創出することを目的としています。

三木浦地区は、高潮等の越波による浸水被害が危惧されているとともに、限られた平地に人家が密集しており、地域住民の憩いの場が不足していました。

このため、海岸の保全とあわせ、海浜を利用したレクリエーション活動の場を提供することで、地域住民の生活空間の向上、漁村と都市との交流を図り、地域の活性化を支援することを目的に海岸環境整備事業を実施しました。

4 事業への対応方針

4 - 1 事業の課題

本事業で整備する施設は、海岸保全施設としての維持管理に加え、レクリエーション施設として、清掃などの環境美化にかかる維持管理の強化が必要です。

4 - 2 課題の解決方針

事業の計画段階から、地域住民、市町、各種の団体と連携して、地域の財産を地域ぐるみで維持管理していける施設づくりや体制づくりに努めます。

3) 県土整備部の取り組み（事後評価）

海岸事業について

[県土整備部]

1 事後評価審査対象事業

- 海岸事業 504番 下箕田地区海岸
- 505番 相差地区海岸
- 506番 長島港海岸

2 委員会意見

平成21年11月26日に開催された第3回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、504番、505番、506番については「事業の効果、今後の課題について、事後評価の妥当性を認める」とのご答申をいただきました。

3 海岸事業の背景

下箕田地区海岸は、三重県における伊勢湾沿岸の北部に位置し、北北東から南南西方向に直線的に延びる海岸で、当海岸の背後には海岸堤防に続いて人家が密集する他、緊急避難所に指定されている箕田公園があります。当海岸は異常気象時の高潮・波浪等から海岸背後地の住民の生命・財産を守ることを目的として、平成元年度から平成16年度まで緩傾斜護岸及び離岸堤による海岸保全対策を実施しました。

相差地区海岸は、鳥羽市南東部の相差町にあり、伊勢志摩国立公園内の志摩半島の先端部に位置する海岸で、当海岸の背後には人家が密集する他、民宿やホテルといった宿泊施設が多く、また災害時の避難所に指定されている弘道小学校、長岡中学校などがあります。当海岸は異常気象時の高潮・波浪等から海岸背後地の住民の生命・財産を守ることを目的として、昭和61年度から平成16年度まで人工リーフ、突堤、養浜などを組み合わせた面的防護方式による海岸保全対策を実施しました。

長島港海岸は、北牟婁郡北部の熊野灘沿岸にあり、出入りの激しい半島と直背後に山地が迫る磯浜とが複雑に入り交じった、典型的なリアス地形を形成しており、当海岸の背後には熊野灘レクリエーション都市として公共・民間が一体となり、各種の公園関係施設の整備をしております。当海岸は異常気象時の高潮・波浪等から海岸背後地の住民の生命・

財産を守ること、及び背後の公園関係施設と併せて整備を行うことにより、海岸利用の増進を図ることを目的として、昭和61年度から平成16年度まで突堤、護岸、離岸堤、養浜、潜堤、遊歩道などを組み合わせた面的防護方式による海岸保全対策を実施しました。

4 事業への対応方針

4 - 1 事業の課題

事業完了後のアンケートの結果によると、大部分の住民から「満足」との意見をいただきましたが、一部の住民から、防災や利用面での「不満」の意見もありました。事業実施前には説明を行い、内容や効果について周知を図っていましたが、多様化する住民ニーズに対応しきれないことが原因として考えられます。

4 - 2 課題の解決方針

一部の住民から「不満」との意見があることから、防災面については、実施前だけでなく、実施段階においても内容や効果について住民へ十分周知し、理解の向上を図っていきます。また、海岸へのアクセスが困難となる等の利用面については、十分配慮して整備を進めていきます。

砂防事業について

[県土整備部]

1 事後評価審査対象事業

砂防事業 507番 こたかやまかわ 小高山川

砂防事業 508番 たきごかわ 滝後川

2 委員会意見

平成21年12月25日に開催された第4回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、507番及び508番については「課題に対する対応方針を含めた事後評価の妥当性を認める。」とのご答申をいただきました。

3 砂防事業の背景

三重県には土砂災害危険箇所が約16,000箇所あり、全国で10番目に多い状況にあります。

一方、県内では、平成16年度の県南部を中心とした大規模な土砂災害や、平成20年度の県北部を中心とした土砂災害など、近年多発する豪雨により甚大な被害が発生しています。

このため、土石流災害から生命や財産を守る砂防堰堤等の整備を進めていますが、保全率は25%と低い状況にあります。

また、これらのハード対策の実施には長い年月と多額の事業費が必要なことから、土砂災害情報の提供等のソフト対策も併せて進めています。

4 事業への対応方針

4-1 事業の課題

財政状況厳しい中、今後も予想される土砂災害に対し、より効果的、効率的な施設計画や施設整備が必要となっています。

4-2 課題の解決方針

事業実施箇所の選定にあたっては、当該流域内の災害履歴や、災害時要援護者関連施設など保全対象の重要性等を勘案して、緊急性の高い箇所から順次、整備に着手するなど、

効果的、効率的な事業推進に努めていきます。

施設の計画に当たっては、機能を確保した上で環境への調和に配慮しつつ、より経済的な施設配置、工法の選定を行いコスト縮減に努めていきます。

また、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定促進や、土砂災害警戒情報の発表、土砂災害に関する情報を住民と行政機関が相互に共有するシステムの整備などのソフト対策を進めることにより、ハード対策と併せ、総合的な土砂災害対策を行っていきます。